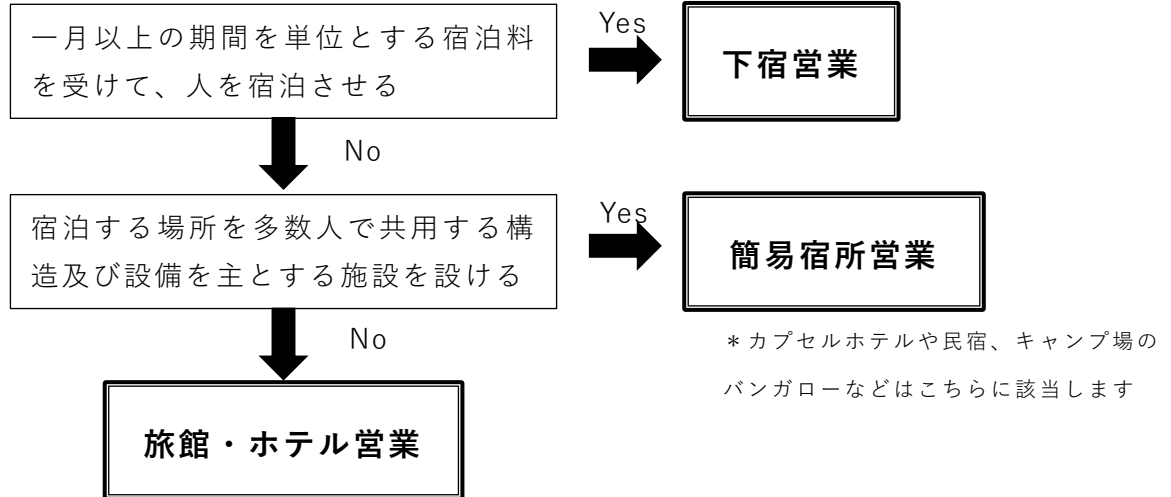


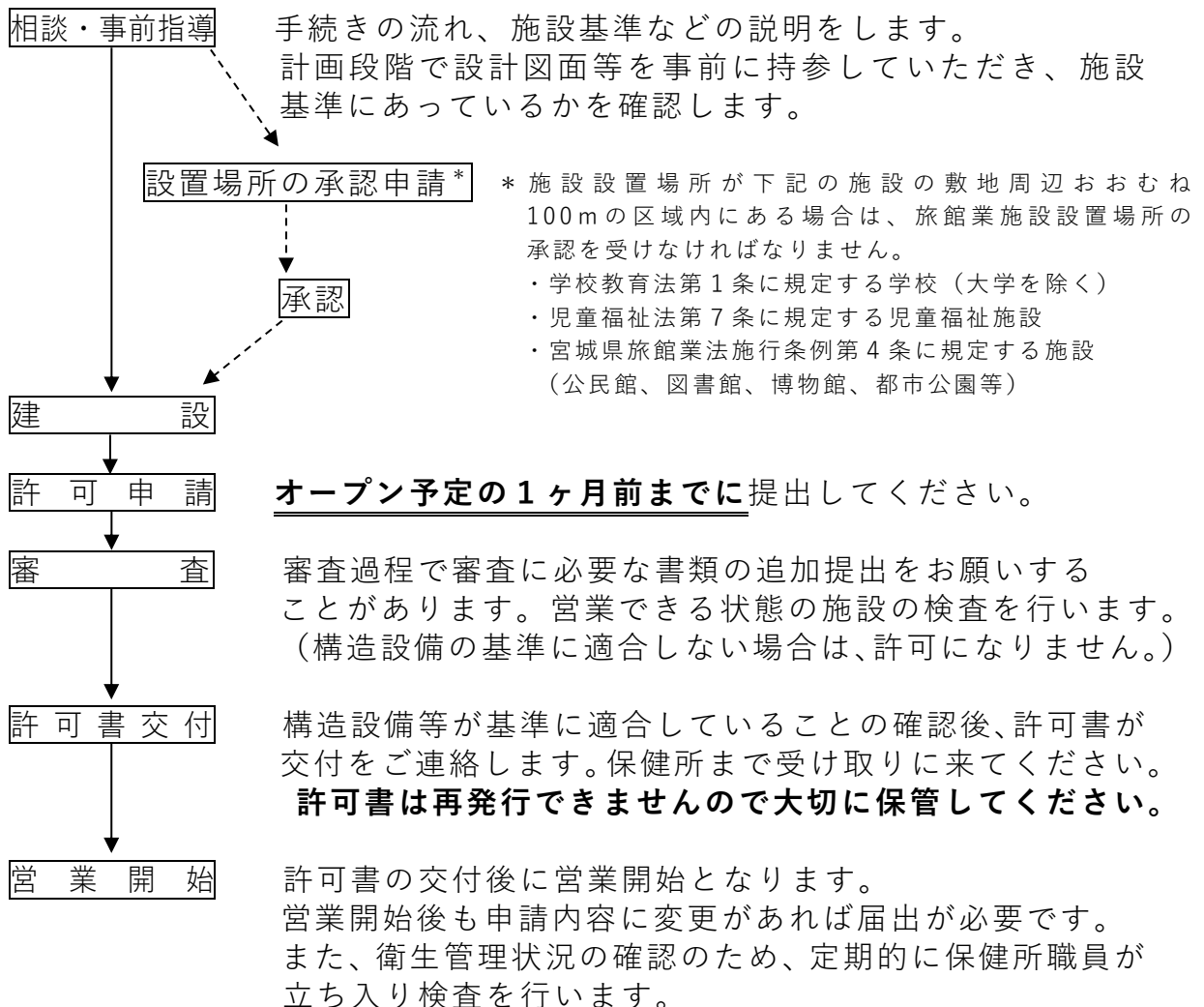
宮城県内（仙台市を除く）で旅館業を始める方へ

旅館業（宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）を始めるためには、事前に管轄する保健所から下記の営業種別にあわせた許可を受ける必要があります。

【営業の種別】



1. 許可までの流れ



3. その他

営業形態、施設設備等によって他法令の許可、届出が必要となります。
旅館業営業許可申請書の提出前までに、関係窓口へご相談ください。

(例)

建築基準について	建築基準法
消防（消防設備の設置、検査）について	消防法
排水について	水質汚濁防止法
貯水槽（受水槽）を設ける場合または井戸水等を使用する場合	水道法 簡易給水施設等の規制に関する条例
特定建築物に該当する場合	建築物衛生法
食事を提供する場合	食品衛生法
温泉を利用する場合	温泉法
自然環境保全地域に開設する場合	自然環境保全法
都市計画区域に開設する場合	都市計画法
浄化槽を設置する場合	浄化槽法

消防法令適合通知書

年 月 日

殿

(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由区分
- ア 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条の規定による営業の許可
- イ 旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号) 第4条の規定による施設又は設備の変更届出
- ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第3条又は第18条第1項の規定による登録
- エ 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) 第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第3条規定による営業許可
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第9条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 6 備考

第二十一号様式 (第四条の四関係)

建築基準法第7条第5項の規定による
検査済証

第 平成 年 月 日 号

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 1. 確認済証番号
- 2. 確認済証交付年月日
- 3. 確認済証交付者
- 4. 建築場所、設置場所又は築造場所
- 5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
(1) 建築物の名称
(2) 主要用途
(3) 工事種別
 異新築口増築口改築口移転口用途変更口大規模な修繕口大規模な模様替
(4) 延べ面積 (建築物全体) a. 申請部分の面積
 b. 申請部分以外の部分の面積
 c. 合計の面積
(5) 申請棟数
(6) 建築物の構造
 地階を除く階数 (地上階数)
 地階の階数
(7) 建築物の階数
 6. 検査年月日
 7. 委任した建築主事氏名 宮城県建築主事
 印
 他の建築主 00名
 (注意) この証は、大切に保存しておいてください。

4. 旅館・ホテル営業施設基準

(1) 客室（面積は内法による算定）

床面積	宿泊定員
1室の床面積（ベッド無し）：7 m ² 以上 1室の床面積（ベッド有り）：9 m ² 以上	有効面積/3.3m ² ≧ n(人)

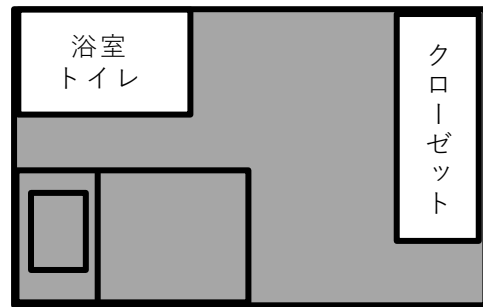
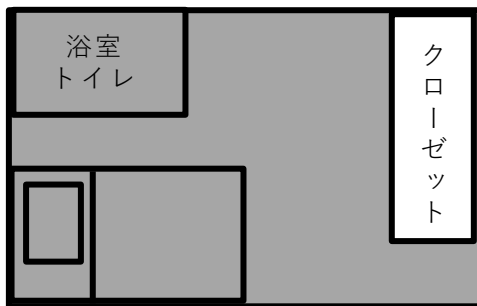
〈面積の考え方〉 着色部分が対象

床面積

→ 寝室、浴室、便所、洗面所、その他の
宿泊者が利用し得る部分の面積

有効面積

→ 宿泊に供する部分の面積で、床面積から
客室附属の便所、浴室等を除いた部分



(2) 玄関帳場または代替の設備

玄関帳場

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること
- ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること
- ③ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備は、宿泊者の本人確認を行うことができる機能を有すること

玄関帳場の代替設備

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制（宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常概ね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制）が整備されていること
- ② 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること
- ③ 鍵の受渡しを適切に行うこと
- ④ 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと
 - * 具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法（施設に備え付けのテレビ電話やタブレット端末等による方法）等により行うこと
 - ・ 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること
 - ・ 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること

(3) 浴室及び脱衣所

浴室（浴室には浴槽の設置が必要です）

- ① 適当規模の入浴設備を有すること。（近接して公衆浴場がある場合等入浴に支障がない場合を除く）
- ② 男子用と女子用とに区分されていること
（客室付属、主に使用する共同用浴室が男女に区別されており、その他に設置された家族等が利用する貸切り形態の浴室の場合は除く）
- ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性の材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること
- ④ 洗い場には、入浴者の数に応じて十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること
- ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないようにするため、洗い場の床面から適当な高さであること

脱衣室

浴室に隣接しており、かつ、十分な広さを有すること。（客室に付属する浴室を除く）

（４）トイレ

- ① 適当な数の便所を有すること
- ② 床面及び床面から1mの高さまでの内壁(腰張りを含む)は、不浸透性の材質を使用すること
- ③ 流水式の手洗い設備及び防虫設備を有すること

（５）洗面設備

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること

（６）リネン

寝具を衛生的に保管することができる収納設備を有すること

（７）その他

- ① 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること
- ② 県内市（仙台市を除く）の商業地域以外の地域及び商業地域で200m以内に学校等がある場合、次の基準を満たすこと
 - * 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えないこと
 - * 浴室は、内部が外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと

5. 簡易宿所営業施設基準

(1) 客室 * 客室1室ごとの面積基準はなし

宿泊定員	床面積	階層式寝台	宿泊定員
10人以上の場合	客室の延床面積 33m ² 以上	あり	有効面積/1.6m ² ≧ n(人)
		なし	
10人未満の場合	客室の延床面積 3.3×n(人)m ² 以上 (n=宿泊定員数)	あり	有効面積/3.3m ² ≧ n(人)
		なし	

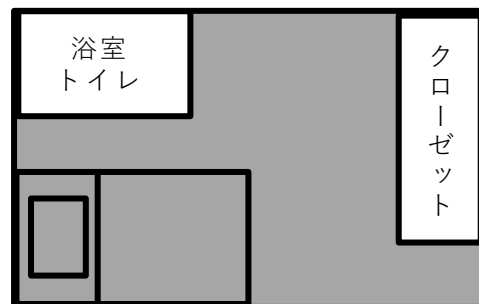
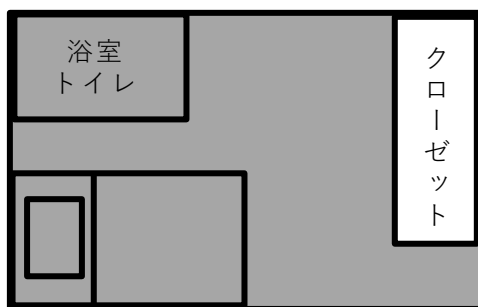
〈面積の考え方〉 着色部分が対象

床面積

→ 寝室、浴室、便所、洗面所、その他の
宿泊者が利用し得る部分の面積

有効面積

→ 宿泊に供する部分の面積で、床面積から
客室附属の便所、浴室等を除いた部分



(2) 玄関帳場または代替の設備

玄関帳場

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること
- ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること
- ③ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備は、宿泊者の本人確認を行うことができる機能を有すること

* 以下の施設は、緊急時に適切に対応できる体制（10分程度で職員等が駆けつけることができる体制）が整備されていれば差し支えない。

- ・ 1 営業者が1つの玄関帳場で複数の簡易宿所営業を運営する施設
- ・ 複数の営業者が1つの玄関帳場を共同で利用する施設

玄関帳場の代替設備

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制

- (宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常概ね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制)が整備されていること
- ② 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること
 - ③ 鍵の受渡しを適切に行うこと
 - ④ 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと
- * 具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法(施設に備え付けのテレビ電話やタブレット端末等による方法)等により行うこと
- ・ 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること
 - ・ 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること

(3) 浴室及び脱衣所

浴室 (浴室には浴槽の設置が必要です)

- ① 適当規模の入浴設備を有すること。(近接して公衆浴場がある場合等入浴に支障がない場合を除く)
- ② 男子用と女子用とに区分されていること(以下の場合を除く)
 - * 客室に附属している浴室
 - * 主に使用する共同用浴室が男女に区別されており、その他に設置された家族等が利用する貸切り形態の浴室
 - * 宿泊者の数を10人未満とする施設であって、風紀上支障のない措置(男女入れ替え制にする等)が講じられている施設の浴室
 - * 施設1棟のみで、かつ、その全てを少人数で構成される1組に限り宿泊させる営業形態である施設の浴室
- ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性の材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること
- ④ 洗い場には、入浴者の数に応じて十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること
- ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないようにするため、洗い場の床面から適当な高さであること

脱衣室

浴室に隣接しており、かつ、十分な広さを有すること。(客室に附属する浴室を除く)

(4) トイレ

- ① 適当な数の便所を有すること
- ② 床面及び床面から1mの高さまでの内壁(腰張りを含む)は、不浸透性の材質を使用すること
- ③ 流水式の手洗い設備及び防虫設備を有すること

(5) 洗面設備

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること

(6) リネン

寝具を衛生的に保管することができる収納設備を有すること

(7) その他

- ① 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること
- ② 県内市（仙台市を除く）の商業地域以外の地域及び商業地域で200m以内に学校等がある場合、次の基準を満たすこと
 - * 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えないこと
 - * 浴室は、内部が外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと

6. 下宿営業施設基準

(1) 浴室及び脱衣所

浴室（浴室には浴槽の設置が必要です）

- ① 適当規模の入浴設備を有すること。（近接して公衆浴場がある場合等入浴に支障がない場合を除く）
- ② 男子用と女子用とに区分されていること
（客室付属、主に使用する共同用浴室が男女に区別されており、その他に設置された家族等が利用する貸切り形態の浴室の場合は除く）
- ③ 洗い場の床面及び内壁は、不浸透性の材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること
- ④ 洗い場には、入浴者の数に応じて十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること
- ⑤ 浴槽の上縁の高さは、洗い場での使用水及び浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないようにするため、洗い場の床面から適当な高さであること

脱衣室

浴室に隣接しており、かつ、十分な広さを有すること。（客室に附属する浴室を除く）

(2) トイレ

- ① 適当な数の便所を有すること
- ② 床面及び床面から1mの高さまでの内壁（腰張りを含む）は、不浸透性の材質を使用すること
- ③ 流水式の手洗い設備及び防虫設備を有すること

(3) 洗面設備

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること

(4) リネン

寝具を衛生的に保管することができる収納設備を有すること

(5) その他

- ① 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること
- ② 県内市（仙台市を除く）の商業地域以外の地域及び商業地域で200m以内に学校等がある場合、次の基準を満たすこと
 - * 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備えないこと
 - * 浴室は、内部が外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと

7. 構造設備基準の特例

旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものであって、下記の事項に該当する施設については基準が緩和される場合があります。詳しい内容は管轄保健所の担当者にお問い合わせください。

- (1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- (2) 交通が著しく不便な地域にあるものであって、利用度の低いもの
- (3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- (4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

◆ 特例施設において適用しない構造基準

(1) から (3) に該当する施設	
旅館・ホテル営業	1客室の床面積7㎡以上（ベッドがある場合は9㎡以上）
(4) に該当する施設	
簡易宿所営業	浴室の男女区分（客室の延床面積が33㎡未満の場合）

◆ 特例施設において適用しないことができる構造基準

季節的状况、地理的状况等によって下記の基準に適合する必要がない場合、又はこれらの基準に適合できない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準を適用しないことができます。

(1) から (3) に該当する施設	
旅館・ホテル営業、 簡易宿所営業	適当な規模の入浴設備

8. 問い合わせ先

- ・ **仙南保健所獣疫薬事班**：柴田郡大河原町字南 129-1 0224-53-3119
管轄：白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
* 食品関係は食品衛生班（0224-53-3117）、排水関係は環境廃棄物班（0224-53-3118）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所食品薬事班**：塩釜市北浜 4 丁目 8-15 022-363-5505
管轄：塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
* 排水関係は環境廃棄物班（022-367-6930）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所岩沼支所食品薬事班**：岩沼市中央 3 丁目 1-18 0223-22-6294
管轄：名取市、岩沼市、亶理町、山元町
* 排水関係は環境廃棄物班（0223-22-6295）が窓口です。
- ・ **塩釜保健所黒川支所食品薬事班**：富谷市ひより台 2 丁目 42-2 022-358-1111
管轄：富谷市、大和町、大郷町、大衡村
* 排水関係は塩釜保健所環境廃棄物班（022-367-6930）が窓口です。
- ・ **大崎保健所獣疫薬事班**：大崎市古川旭 4 丁目 1-1 0229-87-8001
管轄：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
* 食品関係は食品衛生班（0229-91-0710）、排水関係は環境廃棄物班（0229-87-8002）が窓口です。
- ・ **大崎保健所栗原支所食品薬事班**：栗原市築館藤木 5-1 0228-22-2115
管轄：栗原市
* 排水関係は大崎保健所環境廃棄物班（0229-87-8002）が窓口です。
- ・ **石巻保健所獣疫薬事班**：石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地 0225-95-1475
管轄：石巻市、東松島市、女川町
* 食品関係は食品衛生班（0225-95-1417）、排水関係は環境廃棄物班（0225-95-1418）が窓口です。
- ・ **石巻保健所登米支所食品薬事班**：登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 0220-22-6120
管轄：登米市
* 排水関係は石巻保健所環境廃棄物班（0225-95-1418）が窓口です。
- ・ **気仙沼保健所環境廃棄物班**：気仙沼市東新城 3 丁目 3-3 0226-22-5127
管轄：気仙沼市、南三陸町
* 食品関係は食品薬事班（0226-22-6615）が窓口です。

旅館業を始められた方へ

1. 換気、採光、照明及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置 (浴室の管理については浴室の手引きをご覧ください。)

換気	<p>①換気口を常時開放する。</p> <p>②機械換気設備を有する場合は、十分な運転を実施する。</p>				
採光及び照明	<p>① 客室は窓等により十分に採光できる構造とする。</p> <p>② 照明設備は施設内のそれぞれの場所に応じ、宿泊者の安全衛生上又は業務上、必要な照度を確保する。</p>				
防湿	<p>①排水設備の流通を常に良好とし、排水に支障のないようにする。</p> <p>②客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好とする。</p>				
飲料水	<p>① 遊離残留塩素は 0.1mg/L 以上に管理する。</p> <p>② 水道事業、専用水道、貯水槽水道以外から供給される水を飲用に供する場合、営業開始後年 1 回以上、表 1 の項目の水質検査を行い、水質基準に適合することを確認する。(重金属及び揮発性有機化合物等の項目については、周辺の地下水の水質状況から判断し、必要に応じて水質検査を行う)</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(表 1)</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (TOC の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度</td></tr></table> <p>※ 温泉で飲用許可を得ている場合は適用外</p> <p>③ 水質に異常が認められる場合は臨時に水質検査を実施する</p>	(表 1)		一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (TOC の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度	
(表 1)					
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (TOC の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度					
宿泊定員	<p>宿泊定員を超えて宿泊させない。</p> <p>〈宿泊定員〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">階層式寝台を有し、宿泊者の数が 10 人以上である簡易宿所営業の場合</td><td style="text-align: center;">1 人 / 1.6 m²</td></tr><tr><td style="text-align: center;">上記以外の場合</td><td style="text-align: center;">1 人 / 3.3 m²</td></tr></table>	階層式寝台を有し、宿泊者の数が 10 人以上である簡易宿所営業の場合	1 人 / 1.6 m ²	上記以外の場合	1 人 / 3.3 m ²
階層式寝台を有し、宿泊者の数が 10 人以上である簡易宿所営業の場合	1 人 / 1.6 m ²				
上記以外の場合	1 人 / 3.3 m ²				

客室の ガス設備	客室にガス設備を有する場合は、見やすい場所にガス栓の場所、元栓の開閉時間及び使用方法を掲示し、元栓は客の安全を確認した後に解放する。
くず入れ等	営業施設の適当な場所に清潔なくず入れを備え、生じた廃棄物は適切に処理する。
寝具類	① 布団、枕、毛布は、シーツ又はカバーで適切に覆う。 ② 寝衣、シーツ、カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者一人ごとに、洗濯したものと取り替える。 ③ 適切に洗濯、管理等を行う。
ねずみ昆虫等	生息状況について定期的に点検し、適切な防除措置を講じ、その記録を3年間保存する。
清掃・補修	常に営業施設内外の清掃及び補修に努める。
従業員の 遵守事項	① 衣服は常に清潔に保つ。 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第二項の規定により修業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いがある者を、当該感染症を蔓延させるおそれがあるまで業務に従事させない。
従業員教育	① 施設の適正な衛生管理及び善良な風俗の保持について従業員教育を行う。 ② 衛生管理手引書及び点検表を作成する。
衛生等責任者	施設の衛生管理及び善良な風俗の保持のため、衛生等責任者を定めておく。 (営業者が自ら衛生等責任者となる場合を除く)

2. 宿泊させる義務

営業者は下記の事項に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- ① 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかな場合。
- ② 宿泊しようとする者がとばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがある場合。
- ③ 宿泊施設に余裕がない場合。
- ④ 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある場合。
- ⑤ 宿泊料の減額や不当な要求、身体的・精神的な攻撃などの行為を繰り返し求める場合。

3. 宿泊者名簿

- (1) 営業者は宿泊者名簿を備え、以下の事項を記載させ、都道府県知事の要求があった場合は、提出しなければならない。
- ① 宿泊者の氏名、住所、連絡先（電話番号またはメールアドレス等）
 - ② 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときはその国籍及び旅券番号（パスポートのコピーを宿泊者名簿とともに保存する）
 - ③ 客室名又は客室番号、性別、年齢、到着及び出発の日時、前夜宿泊地、行先地
- (2) 一宿泊者ごとに記載するものとするが、団体に宿泊するとき、代表者または引率責任者において、当該団体の構成員の氏名、住所、連絡先等が確実に把握されている場合においては、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項が記載されれば、この限りでない。
- (3) 宿泊者名簿は旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかに備えることとし、3年間保管する。

4. 利用基準

- (1) 善良の風俗が害されるような文書等を備え付けない。
- (2) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しない。

5. 衛生措置基準の特例

季節的に利用されるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情がある施設については、客室の有効面積 2.3 m²につき 1 名とすることができる。

→特例承認の申請が必要となります。

6. 開業後に必要となる届出

- (1) 開設者が変わる場合
- ① 開設者が個人の場合
 - a. **開設者死亡**によるもの→承継承認申請（様式第4号）
 - * 死亡後 60 日以内に申請して承認を受ける必要があります。
 - * 添付書類
 - i. 「開設者の死亡」と「死亡した開設者の相続人全員」がわかる、官公庁発行の書類
 - ii. 相続人が2人以上いる場合においては、承継しない相続人全員の同意書
 - iii. 手数料 7,500円

b. **その他の理由**によるもの

開設者死亡以外で旅館の譲り渡しを行う場合は、③を参照してください。

② 開設者が**法人**の場合

a. **代表者の変更**によるもの→変更届（様式第6号）

* 10日以内に届出

b. 法人の**合併または分割**によるもの→承継承認申請（様式第3号）

* 合併、分割を行う事前にご相談ください。

* 添付書類

i. 存続又は設立される法人の定款又は寄付行為の写し

ii. 手数料 7,500円

c. **売却その他の理由**によるもの

合併、分割以外での事業の譲り渡しを行う場合は、③を参照してください。

③ 旅館業の**事業を譲渡**する場合

事業を譲渡する場合→承継承認申請（様式第2号）

* 事業譲渡を行う事前にご相談ください。

* 添付書類

i. 譲渡を証する書類

ii. 法人による事業譲渡等の場合は、譲渡により事業を承継する法人の款又は寄付行為の写し

iii. 手数料 7,500円

(2) 構造設備の変更（事前にご相談ください。）

① 許可当時の営業施設の構造設備と同一性を失わない程度の修繕、模様替え程度のもので、新規許可時収容定員の5割以内の変更
→変更届（様式第6号）

② ①を超える変更

新規許可申請が必要です → 許可申請（様式第1号）
廃止届（様式第6号）

(3) 衛生等責任者の設置、変更、廃止→設置届（様式第8号）
変更廃止届（様式第9号）

(4) 営業の休止→停止届（様式第6号）*概ね1年以内となります。

(5) 営業の廃止→廃止届（様式第6号）*許可書を添付してください。